第 3263 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 5月 2日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 定額法による減価償却制度

Q：建物は、４月以後、新しい定額法によって減価償却費の計算をするそうですが、どのように計算するのですか？

A：次のように計算します。

【解説】

［４月以後に取得した建物］

４月以後に取得した建物は、これまでのように定額法によって減価償却費の計算をしますが、計算式が次のように改正されるとともに、備忘価額１円に達するまで減価償却ができるようになりました。

減価償却費＝取得価額×定額法の償却率

(注1)従来の定額法のように0.9を乗ずるということはしません。

(注2)定額法の償却率は耐用年数等に関する省令別表10に記載されています(従来の定額法の償却率は別表9です)。

［例］取得価額1,000,000円
耐用年数　10年
定額法償却率 0.1

減価償却費＝1,000,000円×0.1＝100,000円

［３月までに取得した建物］

なお、３月までに取得した建物は、これまでどおり減価償却計算をし、減価償却費の累計額が取得価額の95%に達した場合には、取得価額から取得価額の95%相当額及び備忘価額(１円)を控除した金額を60で除し、その事業年度の月数を乗じて計算した金額を減価償却費として計上(５年で均等償却)することになります。